指定介護予防短期入所生活介護

《　重要事項説明書　》

特別養護老人ホーム満濃荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（香川県指定　第３７７１６００２６３号）

社会福祉法人　正友会

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　正友会
（２）法人所在地　　香川県仲多度郡まんのう町長尾１１０２番地
（３）電話番号　　０８７７－５６－９１６６
（４）代表者氏名　　理事長 長谷川智一
（５）設立年月　　昭和５１年１１月５日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定介護予防短期入所生活介護事業所
香川県　第３７７１６００２６３号（平成１８年４月１日指定）
当事業所は特別養護老人ホーム満濃荘に併設されています。
（２）事業所の目的　　要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供すること。
（３）事業所の名称　　特別養護老人ホーム　満濃荘
（４）事業所の所在地　香川県仲多度郡まんのう町長尾１１０２番地
（５）電話番号　　０８７７－７９－３０１１
（６）管理者　　施設長　　篠原　匡生
（７）当事業所の運営方針　　明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めること。
（８）開設年月　　昭和５５年３月１日
（９）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金　　８時～１７時

(10) 利用定員　　５５人（介護サービスを含む）
(11) 通常の事業実施地域　まんのう町、琴平町、丸亀市
(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室の種類をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備　　考
個室（１人部屋）	７９室	
２人部屋	２８室	
４人部屋	－室	
合　　計	※107 室	
食堂	１室	
機能訓練室	１室	ホットパック等各種リハビリ機器
浴室・更衣室	９室	特殊浴槽１、リフト浴設備４、一般浴槽４
トイレ	４０室	内、居室付１６箇所

上記は、厚生省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。（※居室数は特別養護老人ホーム入所の８０床を含みます）

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤換算
１．管理者	１名（兼務）
２．介護職員	４２名以上
３．生活相談員	２名以上
４．看護職員	４名以上
５．機能訓練指導員	１．５名以上
６．栄養士	１名以上

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

＜サービスの概要＞

①入浴、排泄、食事等の介護

②機能訓練

・看護職員兼機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

③相談及び援助、健康管理

④送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。その場合は、介護保険法による所定単位に基づく費用をご負担いただきます。

⑤自立への支援、食事その他のサービス

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜利用料金＞

① 上記の指定介護予防短期入所生活介護サービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

② 上記の他、次に掲げるサービスの費用について利用料金の全額をご契約者にご負担いただきます。

・食費

・滞在費

・その他の便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、ご契約者に負担していただくことが適当と認められるもの（実費）

③ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

④ 介護予防短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

⑤ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜利用料金のお支払い方法＞（契約書第７条参照）

前記の料金・費用は、サービス利用終了後、１ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月の２７日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア　ご契約者の指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料、事業者負担）
　　ご利用になれる金融機関は、ご契約時にご確認ください。
イ　下記指定口座へのお振込み（手数料、利用者負担）
　　百十四銀行　満濃支店　普通預金００２００００７
　　特別養護老人ホーム満濃荘　　理事長　　長谷川智一
ウ　施設窓口での現金支払い

＜利用中の医療の提供について＞

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診察や治療を受けることができます。

（ただし下記医療機関での優先的な診察を保証するものではありません。また下記医療機関での診察を義務づけるものでもありません。）

①　協力医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
楠原内科医院	内科	香川県丸亀市綾歌町岡田東２２６６－３
小国医院	内科	香川県仲多度郡まんのう町四条７７７
たかお整形外科医院	整形外科	香川県仲多度郡まんのう町四条６７８―１
岩佐病院	内科・外科	香川県仲多度郡琴平町榎井７７５

②　協力歯科医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
まんのう町立国民健康保険歯科診療所	歯科	香川県仲多度郡まんのう町造田１９７４－１

③　協力眼科医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
五条眼科医院	眼科	香川県仲多度郡琴平町五條２１０

５．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

①　要支援認定により、自立、要介護の判定を受けた場合。
②　事業者が解散や破産、またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
③　施設の滅失等の事由により，サービスの提供が不可能になった場合。
④　当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または辞退した場合。
⑤　ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細、以下参照）。
⑥　事業者から退所の申し出を行った場合（詳細、以下参照）。

＜1＞　ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約申出書をご提出ください。

ただし以下のような場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①　ご契約者が入院された場合。 ②　事業者もしくはサービス従事者が、正当な事由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合。 ③　事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 ④　他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくはその恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。 ⑤　事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。 ⑥　施設の運営規定の変更に同意できない場合。 ⑦　介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

＜2＞　事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①　ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。 ②　ご契約者によるサービス利用料金の支払いが６ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。 ③　ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。 ④　ご契約者が介護老人保健施設に入所、または介護医療院へ入院した場合。

６.身元引受人

契約の締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、本契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）を引き取っていただきます。（契約書第 22 条参照）

７．守秘義務について

（１）事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。従業者は退職後においても同様の義務を負うものとします。

（２）前項にかかわらず、契約者にかかる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

８．事故発生時の対応について

（１）当施設では、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、かかりつけ医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）当施設では、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

９．苦情の受付について（契約書第２３条参照）

（１）当施設における苦情等の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、別紙①のとおり対応します。

○苦情受付窓口（担当者）

統括課長　近藤　晃敬　（TEL ０８７７－７９－３０１１）

○意見・要望等の相談解決等第三者委員

第三者委員氏名　安西　朱実　（TEL ０８７７－７７－２５３０）

（五十音順）　佐野　利昭　（TEL ０８７７－８４－２９７１）

平井　英津子　（TEL ０８７７－７３－４４８８）

連絡先　社会福祉法人正友会法人本部事務局　℡0877-56-9166

○受付時間
８：３０～１７：００（土日，祝日，年末年始を除く）
○苦情受付ボックスを施設事務室前に設置しています。

（２）当施設における苦情等の処理
社会福祉法第８２条の規定により、社会福祉法人正友会「意見・要望等の相談解決実施要綱」に基づき適正な処理を行います。
○　苦情解決責任者　　施設長　　篠原　匡生

（３）行政機関その他の苦情受付

（市町村介護保険担当課）	※保険者が、まんのう町以外の利用者の場合に説明担当者が記入 所在地 電話番号 受付時間
まんのう町 地域包括支援センター	所在地　香川県仲多度郡まんのう町吉野下４３０ 電話番号　０８７７－７３－０１２５ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）8:30～17:15
香川県健康福祉部 長寿社会対策課	所在地　香川県高松市番町４－１－１０ 電話番号　０８７－８３２－３２６６ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）9:00～17:00
香川県運営適正化委員会 （香川県社会福祉協議会内）	所在地　香川県高松市番町１－１０－３５ 電話番号　０８７－８６１－１３００ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）10:00～16:00
香川県国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地　香川県高松市福岡町２－３－２ 電話番号　０８７－８２２－７４３１ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）9:00～17:00

10. 第三者評価の受審状況
受審なし

令和　　年　　月　　日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護事業所　特別養護老人ホーム満濃荘
説明担当者　　職名
氏名

私は，本書面に基づいて，事業者から重要事項の説明を受け，指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に同意しました。

契約者　住所

氏名

利用者　氏名

契約者との続柄

◇この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成１１年３月３１日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項の説明のために作成したものです。

［2025.04.01］